

第一号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】

【住所又は本店所在地】

【報告義務発生日】

【提出日】

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

【提出形態】



大量保有報告書

法第 27 条の 23 第 1 項

関東財務局長殿

弁護士 中島 章智

中島・宮本・畑中法律事務所

東京都中央区銀座 6-4-1

平成 18 年 4 月 29 日

平成 18 年 5 月 10 日

1

その他



第 1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社東京ソワール
会社コード	8040
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都港区南青山一丁目 1 番 1 号

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者） / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	マック アセット マネジメント プライベート リミテッド MAC ASSET MANAGEMENT PTE, LTD.
住所又は本店所在地	435 Orchard Road #20-05A Wisma Atria Singapore 238877
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成18年3月10日
代表者氏名	村上 世彰
代表者役職	Director
事業内容	有価証券投資

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都中央区銀座6-4-1 中島・宮本・畑中法律事務所 弁護士 中島 章智
電話番号	03-5537-7878

(2)【保有目的】

投資事業組合契約に基づく純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券(株)			2,691,000株
新株予約権証券(株)	A		F
新株予約権付社債券(株)	B		G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K	L	M 2,691,000株
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O		2,691,000株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② (株券等保有割合)

発行済株式総数 (株) (平成18年3月30日現在)	Q	21,521,432 株
上記提出者の株券等保有割合 (%) (O/(P+Q) × 100)		12.50 %
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		-

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単 価
平成 18 年 4 月 29 日	株券	2,691,000 株	取得※	

※投資事業組合業務執行組合員就任に伴う保有開始。

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有株券等については、MAC Small Cap 投資事業組合の業務執行組合員として保有
信用取引：立花証券 2,000,000 株

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	
借入金額計 (S) (千円)	
その他金額計 (T) (千円)	1,286,097
上記 (T) の内訳	MAC Small Cap 投資事業組合の資金 信用取引：立花証券 944,052
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	1,286,097

Power of Attorney

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that MAC Asset Management Pte.Ltd., a company organized and existing under the laws of Republic of Singapore (the "Company") and having its registered office at 435 Orchard Road #20-05A, Wisma Atria Singapore 238877, does hereby constitute, designate and appoint for and on behalf of the Company, each of Mr. Furninori Nakashima and Ms. Akiko Morita, attorneys of Nakashima, Miyamoto, & Hatanaka attorneys at law, with its offices at 6-4-1 Ginza, Chuo-ku, Tokyo, as its true and lawful agent, with full power of substitution and revocation, to execute and file with the Director-General of the Kanto Local Financial Bureau, for and on behalf of the Company, the Reports described in Articles 27-23 and 27-25 of Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed in its name and on its behalf by its duly authorised officer on this 29th day of April, 2006.

MAC Asset Management Pte.Ltd.
was hereunto affixed in the presence of:

By: 村上 世彰

Director

(訳 文)

委任状

シンガポール共和国の法律に基づいて設立された会社で、435 オーチャードロード #20-05A, ウィスマ アトリア シンガポール 238877 に登記上の本社を有する会社のマック アセット マネジメント ピーティーイー リミテッド (以下「当該会社」という。) は、本書により東京都中央区銀座 6-4-1 に事務所を有する中島・宮本・畑中法律事務所の弁護士中島章智、森田 亜紀子を当該会社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当該会社を代理して、日本国証券取引法第 27 条の 23 及び第 27 条の 25 に定める報告書 (「報告書」) を作成し、これを関東財務局に提出すること及び報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思科する一切かつすべての行為を行う権限、及び復代理人を選任する権限を付与する。

上記を証するため、当該会社は 2006 年 4 月 29 日に正当に権限ある役員をして本委任状に署名させた。

マック アセット マネジメント ピーティーイー リミテッド

署名
ディレクター